

平成27年9月

平成28年度税制改正 に関する要望

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

(要望事項)

1. 軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対

軽四輪車等（新車）に対する軽自動車税の大幅な増税が平成27年度から実施され、二輪車（既販車含む）についても、平成28年度からの大幅な増税が決定している中で、これ以上、軽自動車及び二輪車ユーザーの負担が増えることのないよう更なる増税は行わないこと。

2. 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長

平成28年度から車齢13年超の軽自動車に対する重課が決定している中で、一定の環境性能を有する軽自動車に対するグリーン化特例（軽課）が平成27年度から実施されたが、グリーン化を進める観点から、平成28年度も引き続き、現行の軽課を実施すること。

3. 軽自動車に対する環境性能課税の税率の上限は2%とすべき

軽自動車税の取得時課税として、消費税10%時点での導入が検討されている環境性能課税の税率については、廃止される軽自動車の自動車取得税の税率（2%）を上限とし、0～2%の範囲とすること。

(要望理由)

1. 軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対

(1) 軽自動車の保有台数は3,000万台を超え、多くのユーザーに使用されております。特に、公共交通機関が不便で利用できない地方では、貴重な交通手段になっており、「ライフライン」ともいえます。

勤労者、女性、高齢者には、日常生活の大切な移動手段として軽自動車が使用され、また、商店、農家などの小規模事業者には、軽自動車が重要な輸送手段となっています。

(2) 軽自動車は、車体寸法が長さ3.4m以下、幅1.48m以下、エンジン排気量が660cc以下に制限された規格となっております。狭隘な国土の我が国において、軽自動車は道路や駐車スペース等を有効に活用することができ、廃棄物や道路損傷も少なく、省資源、省エネルギーという面から、地球と環境にやさしい車であります。

(3) このような実態の中で、地方における生活必需品である軽四輪車等（新車）について、軽自動車税の大幅な増税が平成27年度から実施されました。また、二輪車（既販車含む）についても、増税実施は1年間延長されたものの、平成28年度からの大幅な増税が決定しております。これらの軽自動車税の引き上げにより想定される軽自動車ユーザーの負担増は将来的に年間1,000億円が見込まれます。

我々は、これ以上、軽自動車及び二輪車ユーザーの負担が更に増えることになる税制改正には断固反対します。

(参考)軽自動車税の負担増(将来的に年間1,000億円)の内訳

- ①軽四輪車等の標準税率引き上げ : 780億円(60億円/年×13年後)
- ②経年車への重課(平成28年度～) : 116億円(軽課実施が27年度のみの場合)
- ③二輪車の標準税率引き上げ(28年度～) : 131億円

2. 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長

平成28年度から恒久措置として、車齢13年超の軽四輪車等に対する軽自動車税の重課が決定している中で、平成27年度から一定の環境性能を有する軽自動車に対するグリーン化特例（軽課）が導入されましたが、グリーン化を進める観点から、平成28年度も引き続き、現行の軽課を実施されるよう要望いたします。

(参考)「現行の軽自動車税のグリーン化特例(軽課)」

(例) 乗用車の場合	減税率
電気自動車等	▲ 75%
2020年度 燃費基準+20%達成	▲ 50%
2020年度 燃費基準達成	▲ 25%

3. 軽自動車に対する環境性能課税の税率の上限は2%とすべき

地方における生活必需品である軽四輪車等（新車）について、軽自動車税の増税が平成27年度から実施され、軽自動車ユーザーの税負担は大幅に増えました。このような状況の中、軽自動車税の取得時課税として、消費税10%時点での導入が検討されている環境性能課税の税率については、廃止される軽自動車の自動車取得税の税率（2%）を上限とし、燃費基準値の達成度に応じて0～2%の間で変動する仕組みとすることを要望いたします。

以上